平成28年 3月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第17条第7項の規定に基づき、 情報理工学域の類長及び課程長並びに副類長及び副課程長について、必要な事項を定め るものとする。

(類長及び課程長)

第2条 類長及び課程長は、当該類又は課程を担当する教授のうちから、学域長の推薦に 基づき、学長が任命する。

(副類長及び副課程長)

第3条 学域の類又は課程に副類長又は副課程長を置くものとし、副類長及び副課程長は、 当該類又は課程を担当する教授のうちから、当該類長又は課程長が指名する。 (職務)

- 第4条 類長及び課程長は、学域長の職務を助け、当該類及び課程の運営に関する校務を 処理する。
- 2 副類長及び副課程長は、当該類長及び課程長の職務を補佐する。 (任期)
- 第5条 類長、副類長、課程長及び副課程長の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、 欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

附則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、情報理工学部学科長及び先端工学基礎課程長等に関する規程 は廃止する。ただし、平成22年4月1日施行同規程附則第2項に規定する電気通信学 部の学科主任については、名称を学科世話人とし、それ以外の事項については、なお従 前の例による。